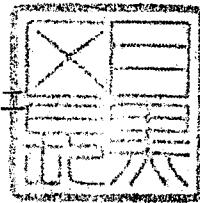


写

目環リ 第539号
平成25年7月5日

東京二十三区清掃一部事務組合
管理者 西川 太一郎 様

目黒区長
青木 英一



目黒清掃工場整備事業計画策定調査に関する要望について

平素より目黒区の清掃事業にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、目黒清掃工場の整備事業につきましては、昨年来、目黒清掃工場運営協議会において「目黒清掃工場の操業に関する協定書」に基づき、地域住民代表、東京二十三区清掃一部事務組合、目黒区の三者で協議を継続しているところです。こうした状況を踏まえ、東京二十三区清掃一部事務組合において計画策定調査を開始するにあたり、清掃工場における安全かつ安定的な操業及び地域の良好な生活環境を確保するために必要な事項について、下記のとおり要望いたしますので、計画策定調査における特段のご配慮をお願いいたします。

記

1 区民意見の反映について

整備事業を進めるにあたっては、計画策定の段階から地域住民の意見・要望を可能な限り取り入れて進めるとともに、区民に分かりやすく丁寧な説明を行うなど説明責任を十分に果たすこと。また、清掃工場周辺地域における地域活動への貢献などを含め区民に開かれた親しまれる清掃工場を目指して計画策定調査を進めること。

2 まちづくりについて

整備事業の推進にあたっては関係法令等の遵守にとどまらず、区民の安全・安心の確保及び環境配慮の観点から十分な検討を行うこと。また、本区の基本構想をはじめ各種計画等を踏まえ、本区が進めるまちづくりの方向性に適った整備事業とすること。

3 施設建築物の規模について

整備事業の推進にあたっては、周辺地域の生活環境に与える影響について十分な配慮を行うとともに、最新の技術を活用し施設建築物の規模は可能な限り必要最小限なものとするよう検討を行うこと。また、周辺環境と調和の取れた清掃工場を目指して、デザイン等について区民意見の反映を図ること。

4 環境対策について

工場の操業に伴う環境負荷を可能な限り低減し、区民の安全・安心の確保に万全を期するとともに、環境測定結果の速やかで分かりやすい公表にも配慮すること。また、公害防止対策、自然エネルギーの活用、省エネルギー対策、雨水流出抑制対策及び雨水利用など環境負荷の低減を図るために最新設備を導入した先進的な清掃工場として整備すること。さらに、薬品類については、使用や保管について十分な安全対策を講じること。

5 防災対策について

煙突をはじめ施設の耐震性や防火対策について、安全性を十分に確保すること。また、防災区民組織や消防団など地域における防災活動に協力するとともに、震災等の災害時における周辺住民の一時的な避難場所をはじめ、災害時における地域貢献の観点から緩衝緑地などに必要な防災機能を設けること。

6 緑化対策について

既存樹木の保全や敷地の緑化に加え、接道部緑化、屋上緑化、壁面緑化を十分取り入れ、みどり豊かな清掃工場として整備すること。また、緩衝緑地は現面積を維持し、地域住民の憩いの場として区民要望を取り入れて整備すること。また、埋設されている重金属類について安全性を十分に確保すること。

7 区施設への配慮について

清掃工場周辺の区立施設に対する熱供給は、整備事業後においても継続するとともに、熱供給施設の整備内容について区と十分な調整を行うこと。また、現工場内にある清掃リサイクルエリア（シルバーアトリエ）は、整備事業後も区のリサイクル事業において活用していくため、整備にあたっては区と十分な調整を行うこと。

8 清掃工場の機能充実について

循環型社会形成を推進するため、区民の環境学習の場を設けるなど3R（リデュース・リユース・リサイクル）の普及啓発に資するよう施設の一層の充実を図ること。また、直営及び雇上の清掃車両の安全運行の確保とともに、待機・休憩場所を確保し必要な設備を設けること。

9 工事中の安全対策について

周辺には小学校が存在し通学区域となっていることから、工事車両の安全通行をはじめ工事施工時の安全確保について十分な対策を講ずること。また、騒音、振動など工事による生活環境に対する影響について十分な対策を講ずること。

以上